

【研究論文】

近代における奄美村落の自治組織およびその連続性 —郷土誌資料から見た概要—

Historical change and continuity of the local governance in Amami : Outline based on local historical materials

及川 高
Takashi OIKAWA

1. 問題の所在

(1) 研究の背景

本論の目的は、奄美群島に所在する集落を対象地域とし、それらが社会組織として具えていた自治の仕組みや構造について一定の見通しをつけることにある。その際の時間的範囲としては、幕末維新时期から太平洋戦争の前後までの80年程度を一応の目安とする。

奄美群島は鹿児島県南部の島嶼部であり、奄美大島及び加計呂麻島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島とその他幾つかの小島から成る地域である。現在ではこの地域は鹿児島県の行政下にあるが、過去の歴史の中では琉球国の支配下に置かれていたことがある。すなわち第一尚氏の晩期にあたる1447年に奄美大島が、また、続く1466年に喜界島がそれぞれ琉球から侵略を蒙り、これ以降150年ほどにわたって群島全域を琉球の版図としているのである。この支配のみが原因ではないが、奄美の民俗や言語には沖縄との類似性が認められ、住民のアイデンティティの上でも「ヤマトと沖縄の間」という境界性が自己認識に強く影響している [高橋2006]。またこの時期の史料として、女性神役（ノロ）を琉球国が任命する趣旨の任命状が奄美では複数発見されており、このことは琉球の統治に一定の実質があったことを裏付けるものである [高良1993]。他方、奄美の現状の起点となるのが1609年の薩摩藩による侵攻である。この侵攻を契機として奄美群島は琉球より分離され、与論島以北は薩摩＝鹿児島県の行政下に置かれることとなった。これ以降、奄美と沖縄の境界は与論島と国頭の間にある海峡に設定され、それは今日まで続いている。その一時的例外が米軍による統治の時代で、奄美群島は太平洋戦争の後、1945年から1953年末まで沖縄と共にアメリカの管理下に置かれている。この際に本土復帰を求める大規模な住民運動が奄美で戦われたことについては、2003年に復帰50周年を迎えて以降、複数の調査や研究が著されている反面、こうした社会運動の存在に関する日本社会全体の認知はあまり高いとはいえないのも実情である [永田2015, 間2003]。

本論が焦点を合わせるのは、この奄美群島における個々の集落を単位とした自治の仕組みである。論点を明確にするため最初に用語法を整理しておこう。ここでいう「集落」という語彙であるが、こ

ここでは日本の村落社会学や民俗学が言うところの「ムラ」を念頭に置いている。ただ同時にこの集落の話は、南西諸島研究においてムラに代えて用いられてきた「シマ」という用語についても視野に入れている。ムラであれシマであれ、人々が一定の土地を占有して定住し、上位の政治体制の認める範囲において自治を行うものである点は共通している。ただその上で、本論ではさしあたりどちらの語彙も採用せず、地域共同体を指すニュートラルな用語法として「集落」という表記を用いる。それは本論の先にある問いとも大きく関わっている。すなわち奄美の集落はムラであるのか、それともシマであるのか、という問題にさえまだ結論が出ていない、と本論は考えている。

日本の民俗学や村落社会学の研究史はムラという概念を、主に日本本土に中世以降に発生した「惣村」を範型とし、まさに一定範囲の土地を占有し自治を行う共同体を指すものとして扱ってきた〔福田1982〕。他方でシマという概念は、このムラ概念をある程度念頭に置きつつも、特に沖縄に存在する集落を指す語句として、ムラとの異質性を担保する立場からの用語法として現われた。このように沖縄のシマの個性に焦点を合わせる視線は、仲松弥秀の著作『神と村』に先駆的に見出される〔仲松1968〕。同書で仲松はシマを、社会構造や生産基盤から見ることもまして、それらの上に住民が積み上げてきた神や祖先との深い絆からなる宗教的空間として、その精神文化との深い関わりを含めて理解することを試みた。このような仲松のシマへの理解論は、特にその精神的視座において画期的であると共に、生産・生業や社会組織からアプローチされることが多かった日本本土のムラ研究に対しても野心的な問題提起を含むものだったと評価出来る。だからこそこの視点は1970年代後半以降、社会人類学や象徴人類学などに引き取られ、沖縄研究においてシマを一つの小宇宙と見做し、住民の神観念や世界観等の基礎をなす母体として考えていくアプローチへと展開していくこととなったのである〔村武1984、など〕。

しかしながらこのように、日本の「ムラ」研究とは異なる角度から積み上げられた沖縄の「シマ」研究の枠組みは、結果的に比較研究を困難にした面がある。その取りこぼしの一つが、本論のテーマである「自治」の問題である。自治という概念は日常語でもあるが、村落研究においてはさしあたり、その住民が住民自身の裁量の下で資源を配分し、地域コミュニティの運営を行うこと、と表現することが出来るⁱ。村落共同体の自治の対象となるものは農耕地や山、水源地等の管理から、地域の治安維持と違反者への制裁、道などのインフラの整備、次世代の教育の他、村落祭祀の運営や冠婚葬祭の支援など、おおよそそこに暮す者の生活の全体に及んでいる。ムラ概念は現在でも、日本中世に成立した「惣村」、すなわちその地域に定住する住民が土地とそこにある資源を排他的に占有し、同時にそれを住民同士の合意に基づいて配分する仕組みを有するコミュニティを原型としているⁱⁱ。このため

i ここで「資源」と呼ぶものは生活の全般に渡る。具体的に列挙すれば、農耕の耕地、宅地、水、林野、労働力のほか、配偶者などもこれに含むことができる。日本本土の特に稲作農耕に従事するムラにとって、水という資源の配分は死活問題であり、その公平性を保つためにムラが果たすべき役割は絶大であった。

ii ムラを「自治」から定義する立場は既に一般化した枠組みと本論は考えるが、その文脈として石母田正の『中世的世界の形成』を挙げておくことは無駄ではないだろう〔石母田1985(1950)〕。ここから石母田を批判した安良城盛昭の問題提起と、さらにその安良城本人による沖縄史像の検討という研究史は、日本のムラと沖縄のシマを比較対照する立場にとって刺激に満ちている〔安良城1980〕。

自治という問題はムラ研究にとってその構成要素の一つに留まらず、むしろムラをムラたらしめる条件とさえ言える重要なテーマである。このためムラの研究は、ムラが一定の自治を行っていることを前提とした上で、その中における仕組みの多様性を問題としてきた。そもそも自治のあり方とは、日本本土の中でも一様ではなく、冠婚葬祭一つをとっても、葬儀をムラが主となって仕切る事例もあれば、葬式組などムラの中にサブグループを形成しその裁量に任せる事例、あるいは死没者の親族集団の裁量と見做しムラは干渉しない事例など、極めて多様なバリエーションが存在する。したがってムラ研究の問いは、このバリエーションが自然環境や生業、社会構造、信仰、歴史的経緯などの要素と如何に複合して成り立っているのか、それを個々の地域に即して解明していくことに置かれてきた。こうした試みは、たとえば福田アジオの『番と衆』による村落社会の構造の類型論的把握のようなかたちで結実するに至ったと言ってよいⁱⁱⁱ [福田1997]。

このように日本本土のムラが、その自治の仕組みに関して一定の標準的モデルを既に研究史上に築いているのに対し、沖縄のシマの自治という問題となると、そこにはまだ十分な共通見解が得られているとは言えない。前掲の福田アジオは日本民俗学でムラ研究を主導してきた研究者であるが、彼は沖縄の村落を調査した際、シマの研究が社会人類学によって主導されてきた経緯に触れ、①親族中心であったこと、②信仰・宗教に注目する傾向が強かったこと、の2点について批判的に述べている [福田1982：p.289]。これらは前述した仲松のアプローチに対する批判としてそのまま読み替えられようが、要するにシマで暮らしてきた人々がいかにして自分たちの生活空間を自ら治めてきたのか、という問題は依然、検討の余地を残しているのである。

ムラとシマをあくまでも弁別的に捉えるべき理由を更に補足すれば、両者における「イエ」の問題は看過できない。それと言うのも日本のムラは理念的に、個々に自立した自作農の「イエ」の集団によって形成されたものと考えられている。イエとは一定の範囲の耕作地や屋敷地を私有地として占有し、かつそれを世代を越えて継承する親族集団である。その継承のあり方にも地域差はあるが、いずれにせよイエを単位とし、それらが集合することによってムラは形成される。同時にこのイエは家産の大小（すなわち貧富の差）や、定住の歴史的先後関係に基づいた家格の優劣を含み、そのことはムラの自治に対する発言権や影響力等に否応なく反映されることとなるのである。しかし片や沖縄では琉球国時代まで土地制度は地割制を基盤としたため、自作農の成長、ひいてはイエに相当するものの成長が歴史的に抑制されていた。当然、家格やそれを前提とした自治の仕組みといったことは想定しがたい。このようにムラとシマは極めて根本的な点においてお互いに異質な社会集団なのである。

こうした研究史的な背景を念頭にしつつ、本論が扱うのは奄美の「集落」であるが、既に述べたように奄美は日本本土と沖縄の境界領域であり、地理的・歴史的背景から単純にいずれかに分類する、

iii ここでは福田の著作を挙げたが、こうした地域社会の構造に関する多様性についての研究は、1970年代まで民俗学・社会人類学分野の大テーマであったこともあり、まとまったものだけでも蒲生正男、江守五夫、高桑守史などの研究が挙げられる [江守1987、蒲生1978、高桑1994]。こうした研究の中で南西諸島のシマは常に比較対象として注視され、時には言及もされてきたが、しかしその中にシマ研究を統合し、かつ両者を共に見通すような研究枠組みは今日まで構築されていない。

というわけにはいかない。当事者の主観性に基づいたイーミックな用語法としては、奄美ではしばしば集落が「シマ」と自称されることには注意しておきたいが、そのような自称は、そのまま奄美の集落と沖縄の集落の同質性を担保するものではない。少なくとも将来においてこれらの関係が整理されるまでの間は、意識的にムラ、シマの用語法を避け、ある程度ニュートラルな概念として「集落」の用語法が妥当であろう、というのが本論の立場である。

(2) 奄美の集落の自治

冒頭に述べたように本論の目的は、奄美集落の自治の仕組みについて一定の見通しをつけることにある。その作業の範囲として、本論では自治の形式的・制度的な概観、すなわちどのような役職にある者が自治を統括し、誰がそれを補佐し、いかにして集会等を持つのか、といった概要をつかむことを目指すものとする。沖縄の場合と同様、実はこのテーマには奄美の民俗研究でもまとまった先行研究がなく、標準的理解が確立されていない^{iv}。他方で「集落の自治」ということには当然、それぞれの社会の中におけるコンフリクトや、利害の調整のミクロな駆け引き等の様々な内実がありうる。本論の著者もまた当然の問題意識として、自治という営みに含まれる具体的内実に関心を抱くものであるが、現時点では本論はそこまでは踏み込みえない。それは繰り返しとなるが、このテーマの研究は今のところ未成熟であり、まずはその概要をモデルとしてつかむことが研究段階の上で要求されるためである。

このための作業として、本論では、奄美群島に関する既存の郷土誌資料を収集し、そこから集落の自治の仕組みについての記述を抽出して、そこでいかなる「長」や組織が立てられ、いかに集会をもってきたのか、そしてそれがどのように変遷してきたのかを横断的に見ていくことを試みる。なお注意すべき点として、本論が挙げる資料はあくまで管見の範囲で検索しえたものに過ぎず、遺漏は十分想定されることは押さえておく必要がある。加えてその資料は、現地の当事者によって執筆されたものが大半であるにせよ、資料論的には全て二次資料に分類されることも強調しておく。理想を言えばフィールドワークによる現地での聞き取りを利用できれば望ましいが、本論が扱う時代は執筆時点より百年近く遡り、現行世代に対する調査によっては成果を期待しがたい。そうした中で資料的な例外は、後掲の事例②に挙げる『喜界島阿伝村立帳』で、これは明治～昭和期における喜界島の阿伝集落の自治記録の資料である [アチックミュージアム1940]。当該資料は近代奄美村落の自治という問題について、本論が採ったアプローチとは別の、微細かつ通時的な視点から光を当てる情報を含んでいるが、その分析については別稿を予定している。更に付記すれば、著者は本論の執筆時点において、近代奄美の村落自治に関する一次史料の搜索を進めており、将来的にはそれらの資料を踏まえた研究

iv 奄美で刊行されている自治体誌(町誌・村誌)でも、奄美村落の自治組織に関する記述は意外に乏しい。それは近年でも同様で、たとえば2009年に刊行された『大和村誌』の村落に関する記述は、集落景観のスケッチを越えるものではなく(公民館の設置に関する若干の記述のみ)、自治を行う共同体としての奄美の集落の姿や仕組みがいかなるものであったのかは一切読み取れない [大和村誌編纂委員会 2009: 667-694]。

に展開していくことを見込んでいる。

これらの資料の記述は一様ではなく、更にそこに含まれる情報もまた一様ではない。また記述の単位として、個々の集落にまで情報が限定されているものと、島や町といったより広い範囲に関するものが混在している。加えて地域史上の事実関係を把握する上では、ほとんどの資料において年代などが曖昧であることは前提とする必要がある。これらの郷土資料は基本的に、回顧や伝聞（伝承）を基にして記述されており、このために記憶違いや誤った伝承が含まれることも想定される。以上に述べたような点は本研究にとっての制約であるが、しかし実際にはある程度まとまった数を横断的に見ていくことで、自治の仕組みに関する大まかな変化や連続性といったことまでは可視化できると考えられる。

2. 事例

(1) 自治の概要

本章では各種の郷土誌資料に基づき、集落の自治に関する記述を要約し、参照していく。その読解の補助のため、最初に内容のアウトラインを補足しておきたい。

現代の奄美の集落の自治は主に「区長」と呼ばれる集落の長1名を中心に構成されている。この「区長」呼称への変化の時期（あるいはそもそも別の呼称を使っている例など）は様々であるが、全ての例において長となる人物1名を置くことは共通している。次にその組織であるが、多くの集落において区長の下に「居番」「使丁」「戸触れ」などと称される補佐役を1名置いている。またその他に「運営委員」等と称される顧問的な集団が置かれている場合もある。こうした人々によって現在は「常会」や「総会」と呼ばれている集会が運営されることで、奄美の集落は自治を行っているのである。

こうした集落自治の仕組みの近況・現状は、前近代の職制や自治制度をある程度引き継いでいる。その実態は次節以降に資料の記述から確認していきたいが、少なくともそれらの仕組みは明治時代以降にゼロから作られたものではなく、一定以上、前近代の仕組みを下地に見出される。議論を先取りして言えば、このような連続性は近代において奄美の地域社会のあり方を大きく制限するとともに、社会のダイナミズムに対しても少なからず影響を及ぼしたと考えられる。

(2) 資料にみる自治

以下、奄美大島北部から順次、該当の記述をみていく。また必要な場合は補足を加える。

【事例① 奄美大島 龍郷町秋名・幾里】

ここに参照した『龍郷町誌』では、秋名・幾里を一括して記述している。両集落はそれぞれに区長を1名ずつ任命している。秋名は1970年ごろまで集落で候補者を取りまとめ、推薦によって選任していたが、この時期から選挙で選ぶようになった。一方で幾里は候補者が出ないため選挙は行わなかつ

た。任期は2年で、再選もある。明治時代は区長はセワニンと呼ばれ、その下にユバン（イバン）という役職を置いていた。ユバンはセワニンの指示で、共同作業や集会を呼びかける役割であった。その他に運営委員会を置き、これが区長を補佐するとともに、シマの諸事の運営を司った。秋名の運営委員は、常会において有識者の中から推薦されて任命された。幾里では集落を構成する12の班の班長と、青年団・婦人会等の代表者、町会議員、その他有識者で構成された。明治時代には集会を「ヨレ」と呼んでおり、秋名・幾里は共にそれぞれ高倉のあった場所に集まっていた。その場所を秋名は「ナァグランシャ（中の倉の下）」、幾里は「ウドングラシャ（ウドンの倉の下）」と呼んでいた、その後、どちらの集落も別の場所に「青年舎」という建物を建て、そこに集まるようになった。ユレは1940年頃、太平洋戦争の戦時中から「常会」と改称された。出席者については、過去の記述はないが、現状のルールとして「欠席した場合委任と見なすこと」「出席は世帯主でなくてもよいこと」「座順に決まりはないこと」が挙げられている。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町、pp.146-148）

【事例② 奄美大島 龍郷町嘉渡】

区長を1名立てる。呼称の変化や任命方法については記述がない。区長の下にはヨバン（呼番）を置いた。ヨバンは大正～昭和にかけ同一の人物が長年務めていた。ヨバンは集会が必要な場合、大声で用件を伝え回った。集会場は明治末まで集落内の道沿いのガジュマルの木の周りに集まっていた。邪魔になったのでその木を切った後は、区長宅の庭先や道端の広場に集まっていたが、大正の初めに古い建物を購入して集会所とした。集会を「ヨレ」といい、①通常の集会（代理人を立ててもよい）、②代理人なしの集会（各家から1名）、③戸主の集会（戸主が必ず出席すること）、の3種類があった。また欠席した場合、罰金が科された。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町、pp.171-172）

【事例③ 奄美大島 龍郷町円】

区長1名を置いた。調査時点（1980年代）では区長の下に会計1人と、集落を3つに分けた「三常会」から各1人の班長を選出していた。また青年団・壮年団の団長1人と、各常会から2～3人を輪番で委員を出して運営委員会を作っていた。区長をかつてはイバンと称し、運営委員をユウシと称した。区長（＝イバン）の選出方法については記述がない。イバンはホラ貝を吹いて集会の実施を呼びかけた。集会をヨレといい、もともとはイバンの自宅で行っていたと伝えているが、その後「青年舎」と呼ばれる建物が集会所となり、1948年頃はそこに集まっていた。その後、公民館でヨレを行うようになった。ユウシは道路掃除のことなどについて話し合った。集落内の道幅はユウシが決め、道端に標識となる石を置き、家屋が道にせり出していたりするとユウシには立ち退きを求める権限があった。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町、pp.208-210）

【事例④ 奄美大島 龍郷町瀬留】

集落の長として区長1名を置いた。区長は明治～大正時代は「世話人」と称し、その下にイバン（もしくは当番）1名を置いた。世話人は希望者が就任し手当てがあったが、少額であったため交代はほぼなかった。イバンは連絡係で17歳から25歳くらいの者が就任し、日当25銭を出していた。集会はイバンがホラ貝を吹いて招集した。集会その他の出席簿をつけるのは世話人の仕事だった。集会を「ヨレ」あるいは「村中ヨレ」と呼んだ。当初は世話人の家で行っていたが、後に集会場（青年舎）で行うようになった。出席者についての記述はない。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町， p.296）

【事例⑤ 奄美大島 龍郷町浦】

集落は3つの班に分かれており、各班は班長1名と役員2名を定めていた。彼らはかつては「有志」と呼ばれていた、それらの上に、集落全体を取り仕切る長として区長を置いた。有志は区長の相談役としての役割を負っていた。区長の下にシテイという村民への連絡役があり、これはユバンとも呼ばれていた。集会はユバンが前日にホラ貝を吹いて招集した。集会はヨレと呼ばれ、月一回開く決まりとなっていた。ヨレは最初、区長の自宅で行われていたが、その後、ヨレヤ（集会所）で行われるようになった。ヨレは各戸より1名が必ず参加しなくてはならなかった。決定は原則、多数決で決めていた。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町， pp.317-318）

【事例⑥ 奄美大島 龍郷町大勝】

区長1名を置いた。区長は以前は戸長と呼ばれ、その前はシィワニン（世話人）と称された。集落を2つに分け、それぞれ各1名の役員を選出し、彼らをユウシ（有志）と称して区長の相談役の任を負った。区長の任命方法は記述がない。昭和35年（1960）頃に集落にスピーカーを設置するまで、シテイと呼ばれる連絡員を置いていた、シテイはかつてはイバン（居番）と呼ばれていた。シテイは集会で指名されていたが、戦中の昭和16年（1941）からは、一時的に輪番制となった。集会はヨレといい、月1回開催され、シテイによって招集された。集会への参加は世帯主が原則であったが、世帯主がない場合には子供や未亡人が出席した。ヨレは公民館で行った。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町， p.344）

【事例⑦ 奄美大島 龍郷町川内】

川内は大勝（事例⑥）の分村で、昭和22年（1947）に分離した。集落の長に区長を1名置いた。集落は3班に分かれ、各班に班長を1名ずつ置いた。区長・班長の任命に関する記述はない。これとは別に、70歳前後の長老から元役人・教員を3～4名選び「有志」と呼んで相談役とした。また区長はシテイを1人選んで連絡係にあてた。区長・班長・有志は月末に集会を開いた。これを部落総会といい、

旧称はヨレといった。部落総会の開催は班長とシテイが触れ回って伝えた。部落総会は世帯主を原則に、それがいない場合は子供や未亡人が出席した。決定は多数決で行った。集会の開催場所についての記述はない。(龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町, pp.366-368)

【事例⑧ 奄美大島 龍郷町戸口】

戸口は上戸口・中戸口・下戸口の3集落に分かれ、それぞれにセワニン（世話人）と呼ばれた人がいた。セワニンの補佐役にユバンという役割があり、集会の時にホラ貝を吹いて人々を集めた。ユバンは昭和34～35年（1959～1960）にスピーカーが取り付けられるまで続いた。集会をヨレといい、集落ごとのヨレと、3集落合同のヨレがあった。前者には1世帯から世帯主もしくはその代理が必ず出席する必要があった。また合同のヨレには有志会という会があった。セワニン、ユバンおよび有志会の任命については記述がない。また集会所についても記述はない。(龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町, pp.414-415)

【事例⑨ 奄美大島 龍郷町屋入】

集落の長として区長を1名置く。区長はかつて（時期不明）は「イバン」と呼ばれ、ブラ（ホラ貝）を吹いて集会を招集した。集会をヨレといい、二間半ほどの「ヨレヤ」に集まって行った。ヨレヤの場所には後に公民館が建てられた。昭和23年ごろには区長の下に、会計・班長・食糧委員・有志がいた。班長は、集落を4班に分けたそれぞれの長であった。食糧委員は昭和35～40年（1960～1965）ごろに不要になって廃止された。「有志」については記述はない。また集会の出席資格などについても記述はない。(龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町, pp.422-424)

【事例⑩ 奄美大島 龍郷町手広（手広・加世間・根原）】

手広・加世間・根原はいずれも昭和2年（1927）に赤尾木（事例⑪）から分かれて独立した集落である。それまでは赤尾木の集会には、現在の手広・加世間・根原にあたる地域の住民より「有志」が2～3名参加していた。手広区（手広・加世間・根原）で1つの区になり、この全体を統括する区長を1人置いている。このため手広区全体で行う集会和、手広・加世間・根原でそれぞれに行なう集会がある。

手広は現在、区長1名と、その下に班長とシテイを置いている。集会はかつてはユライ、もしくはユラワシと呼んだ。ユライの場で話し合うことをユライバナシと言い、何か問題があるとユライを設けた。現在は集会を総会といい、1年に5～6回不定期に開催している。区長はイイダンゴ（言い談合）という相談をし、イイアワシ（言い合わせ）をして意見のすり合わせを行った。そして候補を選出し、その中から1人ずつ訪ねて受諾した人に任せていた。現在では区長は手広区の総会で推薦によって選出し、賛成多数で決定している。シテイは自発的に希望する者に任せていたが、現在は順番制で1ヶ月交代となっている。家々を廻って集会を知らせることを「イバン」といい、手広と根原では

正直な人に手当（イバンチン）を払って行わせていた。イバンは戦後、シテイと改称したが、公民館にスピーカーが設置されたため、その役割は必要なくなった。班長は1960年代後半に置かれ、3戸1組で組織され、部落会計のほか備品や公民館の管理なども任されている。集会を「寄り合い」と呼んでおり、公民館で行っている。集会所はセイネンヤを使っていたが、現在では公民館（手広地区振興センター）になった。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町， pp.461-462， pp.482-483）

（補足）この事例は1927年に分かれた近代の分村である点が特徴で、自治組織にもそのことが反映されている。すなわち地区全体を統括する区長と、その下に「使丁」がいることなどは他の事例とも共通する一方、集落のサブグループである手広・加世間・根原にそれぞれ、「班長」という責任者を立て、公民館の管理などはこれらが実働に携わっている。なお記述は1988年現在のものであるが、この時点でも「使丁」を置いている点も特徴的である。

【事例⑪ 奄美大島 龍郷町赤尾木】

区長1名とその下にユバンを置いていた。区長は2年交代で、再任に制限はなく、集落の任意で定めた。ユバンは区長の指名や総会で決めており、1年交代で、大声で集会の実施を触れ回る役目を負った。ただスピーカーが設置されたことでその役割の必要はなくなった。1988年現在では、区長の下に班ごと（アガレ、サト、カネク、ナカガネク）に各戸持ち回りで1ヶ月交代の使丁がおり、連絡事項の通達や会費の徴収などを行っている。集落の事項は区長を含む運営委員で協議する。運営委員は区長のほか、町会議員2名、老人会・壮年団・青年団の各長、婦人会長を地区単位で3名（アガレとサトのみまとめて1名）、民生委員、農業委員、選挙管理委員2名、それと4班から各1名の計17名で構成される。集会場については記述がない。（龍郷町誌民俗編編さん委員会1988『龍郷町誌 民俗編』龍郷町， pp.514-516）

【事例⑫ 奄美大島 龍郷町中勝】

集落の長として区長を1名置く。選挙ではなく話し合いで決め、任期は2年である。集落は4つの班に分かれており、それぞれに班長がいる。区長は班長に対して文書を渡し、それを班長が班に回すことで通知を行う。また調査時点以前には区長の下に、使丁（シテイ）という役職が置かれ、班長と同様の役目を負っていた。集会を呼びかける際にはホラ貝を吹いていた。部落会は不定期で、年に2～3回程度開かれる。出席者については記述がない。（跡見学園女子大学民俗文化調査研究会1979『民俗文化』第8号， p.121）

【事例⑬ 奄美大島 名瀬市大熊】

集落の長は世話人と呼ばれており、明治41年（1908）の町村制から区長と改称した。1956年からは

さらに駐在員と改称した。世話人は名誉職的な性格が強く、集落の有力者が長期にわたって引き受け続けた。区長になってからは報酬が出るようになったため立候補者が立ち選挙が行われるようになったが、戦後には再び名誉職化した。世話人の中には「ユイバン（キバン）」という使いが置かれ、当初は各戸より輪番で出していた。この役職は後に「戸触れ」と改称され、専任となった。戸触れは各戸を廻って連絡事務にあたったほか、一般公示業務は四つ辻で声を張り上げて、集会の開催を告げた。また明治時代には「十人組」という役員制度があり、地主や知識人10人で組織し、世話人の補佐にあたった。この十人組は税の戸数割や土地境界の調停などを起案する役目を負い、大きな権限を有していた半面、名誉職であったので諸経費は本人からの持ち出しとなった。この十人組は後に「有志」と称されるようになった。(名瀬市大熊壮年団1964『大熊誌』名瀬市大熊壮年団, pp.4-9)

【事例⑭ 奄美大島 名瀬市根瀬部】

集落の長に区長を一名置く。区長の選任方法については記述がない。区長の下にコボレ（戸触れ）と有志会を置く。コボレは通達役として役場に出向いたり、各戸を回るほか、連絡事項を道の上で大声で読み上げるなどした。集会をヨレ（寄合）といい、不定期で、区長の意を受け主にコボレが招集した。ヨレは各戸を単位に基本的に集落の全戸が属した。近世までは家格の格差があり、それが座順に反映されていたというが、議決権に影響があったかは記述がない。ヨレは、①普通のヨレ（ミョウデ（代理）をたてて委任してもよい）、②ミョウデナシのヨレ（各戸一名の出席が義務づけ）、③コシユヨレ（一家の責任者として戸長が出席）、④ヒルヨレ（議事が長引きそうな場合に昼に招集。有志会は区長の補佐を行う諮問機関とされる。集会場をヨレヤド（明治時代）といい、大正時代には砂糖樽の倉庫をあてたため「チョジョバ（貯蔵場）」と呼んでいた。その後、専用の集会場を使うようになった。(恵原義盛2009（1973）『復刻 奄美生活誌』南方新社, pp.3-6)

【事例⑮ 奄美大島 住用村見里】

区長1名を立てる。任期は2年で、20歳以上であれば誰でも良い。改選は現職に対し対立候補が出た場合のみ行い、それ以外は現職が続ける。集会をヨリアイといい、各戸より1名を出させる。出席者は戸主が基本だが代理を立ててもよい。かつては月に1回の常会があったが、調査時点では議題があるときのみ開催していた。ヨリアイの座順は年齢順である（跡見学園女子大学民俗文化調査研究会1979『民俗文化』第3号, p.9)

【事例⑯ 奄美大島 宇検村田検】

明治41年（1908）まで、集落の長に世話人を一名置いた。世話人は部落常会で「人格者で読み書きのできる」者を選び、一期4年（のちに1～2年に変更）の任期であった。明治41年（1908）に町村制が敷かれてからは世話人は区長と改称された。また区長の下に「居番」を置き、世話人が任命して

自治の実務にあたった。特に年中行事の日にあたっていることや、ユレー（部落集会）の実施を、道端で大声で通知するのが役割であった。部落集会の構成や開催場所については記述がない。（渡武彦 2016（1961）『復刻 親がなしぬしま』南海日日新聞社，pp.7-10）

【事例⑰ 奄美大島 瀬戸内町西古見】

集落の長は、世話人→区長→部落会長（1940～1945）→区長、と変遷した。世話人は藩政時代の「掟役」から繋がっているという。区長は有識者や指導者を信任していたが、後に「時代の進歩とともに」選挙制となった。任期は一年である。集落のことは「字ユレ」とかつて称された部落常会で決めていた。また「有志」という相談役がかねてより置かれていたが、これは後に「委員会」と改称された。集会は1948年ごろまで「アシャゲ」や大きな家を借りて行っていた。1940年ごろに養蚕業の飼育場を公民館としても使い、これを「クワイクワン（会館）」と呼んでいた。（西古見慰霊碑建立実行委員会1994『西古見集落誌』西古見集落，pp.13-16）

【事例⑱ 奄美大島 瀬戸内町蘇刈】

集落の長を区長と呼ぶ。区長は選挙で選任するが、望んで就任する者は少ない。かつては区長の代理として行事の予告などをして歩く「ユバン」という係がいた。区長の任期は一期1年で、再選もある。集落の集会をジョウクワイ、ユレと呼んだ。また集会場をユレ場と呼んだ。ユレの前に議題の扱いを話し合い調整する委員が、区長のほかに5人ほどいた。集会は各家から主に戸主を出席させていた。家の間に権利の差はなく、転入者や分家も加え、多数決で決議した。座順は年齢順に座る慣行があった。集会の場所については記述がない。（登山修1978『蘇刈（奄美大島瀬戸内町）民俗誌』瀬戸内町教育委員会，pp.16-19）

【事例⑲ 与路島 瀬戸内町与路】

明治初期から世話人1名が置かれたほか、諮問機関として「有志会」や「二十人組」を置いていた。世話人は掟役を継ぐもので、町村制以降、大正9年（1920）から区長と改称した。世話人は各村の有力者が任命される仕組みで、無報酬であったが、後に手当が出るようになってムラヨリエ（常会）での選任する決まりとなった。区長（世話人）の下に「居番」を置いた。居番は区長の補佐役で、明治初期は役場からの任命であったが、後に区長による選任となった。居番は集会の2～3日前から開催を肉声で予告し、当日にはブラ（ホラ貝）を吹いて集合を促した。有志会（有志組）は世話人の諮問機関で、「^{カネコ}金久」と「^{サトホ}里方」（ともに小字）から若干名を出して組織し、集落の事柄をギエンメエ（吟味）したものを区長（世話人）が集会で報告するという関係にあった。二十人組は世話人の下に置かれた自警団的な組織で、明治初期に置かれたとされ、金久・里方から青年を10名ずつ出し、有志会と集会で承認して任命した。彼ら是有志会や集会で決めたことを守らせる取締り役で、監視のほか水難救助

などの役割にもあたった。二十人組は大正時代に組織された青年会に機能を移行して消滅した。集落の集会をムラヨリエといい、世話役が招集しアシャグエで行った。定例会は旧正月16日と旧7月16日もしくは8月16日の年2回で、そのほか臨時会があった。ムラヨリエには特に、戸主の参集が義務付けられているコシュヨリエがあり、これは村民税の負荷配分を決めるものであった。(屋崎一2002『与路島(奄美大島)誌』私家版, pp.166-169)

【事例⑳ 喜界島 喜界町池治】

区長は集落民の推薦によって1名を選び、任期は2年である。その下に書記1名を置き、記録と会計を補佐する(任期2年)。予算・決算については監査員3名を別に定める。また集落を2班に分けて、各班に世話役を置く。世話役は任期一年で輪番である(なお同書には「主婦の輪番制」とあり、女性の担当であったと考えられる)。そのほか委員若干名を置き、業務の分担をさせている。「総会」を月に1回持つ。従来は「村宿」で集会を行っていたが、1960年に公民館を置いた。総会については記述がない。(池治誌編集部編集委員会1978『池治誌』喜界町池治区長 吉本種香, p.144,151-152)

【事例㉑ 喜界島 喜界町阿伝】

これのみ一次史料の翻刻『喜界島阿伝村立帳』を参照している[アチックミュージアム1940]。明治29年(1896)から昭和11年(1936)までの集落の自治の記録を、民俗学者の岩倉市郎が転写したものである^v。集落の長は現在は「区長」と称している。資料によると、明治29年(1896)から昭和1年(1926)頃まで「世話人」の表記がされている。そのあたりから「区長」の呼称に切り替えられている。いずれも1年任期で、集落で話し合いをして決めている。また期間を一貫して「小使」「村小使」を置いている。業務内容は資料からは読み取れないが、任命したことが集落の議事に残されるとともに、若干の報酬が与えられている。集落事務所は昭和2年(1927)12月に建設を決議している(p.163)。同書の巻末には昭和11年(1936)の議事の速記録があるが、ここでも集会所の管理が議事になっており、この時期には集会所を活用する状況になっていたとみられる(pp.226-227)。またこの速記録には、集会の参加者として「長老(有志)」が挙げられており、区長の補佐にあたっていたとみられる。集会をユレ、もしくはアツマイと呼んでいた。(アチックミュージアム1940『喜界島阿伝村立帳』アチックミュージアム)

【事例㉒ 徳之島 伊仙町・集落不明】

区長等、現状に関する記述はなし。近世の職制の記述の中に、現状との繋がりが幾らか記述されている。「掟」は現在の「部落区長」、「駐在員」に当る職であった。この職は琉球時代から続いてきた

^v この資料に関しては数少ない一次資料であるのに加え、情報量も多いため、別稿にて分析を加える予定である。

といわれている。部落全体を統轄することが業務で、直接人民と接触するため、権力は「村横目」と言われるくらい強かった。掟は藩庁命令でなく、与人の推薦で代官より任命された。掟の呼称は明治15年（1882年）まで続き、明治16年から「世話人」という名称に変わった。各部落の掟の住宅を「掟役場」といい、村民は方言でトコロと呼んでいた。近世にはまた功才と居番が置かれていた。功才は掟役を補佐する役目を負い、夫役を免除されていた。居番は村民輪番で勤める役職で、掟役場の使丁であった。住民の総意をまとめる集会を、太平洋戦争のころから「総会」や「常会」というようになった。また部落集会を「ユレウガミ」と言うことがあり、役人の命令に従うというニュアンスが強かった。（伊仙町誌編さん委員会1978『伊仙町誌』伊仙町，pp.123-124，p.427）

（補足）本文中の「ユレウガミ」とは「ユレ＝寄合」と「ウガミ＝拝み」の複合語と思われる。集会が合議の場としてではなく、上意下達の役人を「拝む」が如き場であったことを述べたものであろう。

【事例⑳ 徳之島 天城町・集落不明】

集落の長は『天城町誌』の時点で、「区長」「部落会長」「駐在員」の複数の呼称で呼ぶ例があった。その前身は近世の「掟」職で徳之島では「ウキチ」「ウッチ」などと称していた。明治8年（1875）まで集落のとりまとめ役であったが廃止され、「掟名代」と名称を改めて部落に1人ずつ設置された。明治13年（1880）から「用掛」と呼称が改まり、さらに明治16年（1883）からは「世話人」、明治41年（1908）からは「区長」、昭和18年（1943）に太平洋戦争を背景として「部落会長」となったが、終戦後「区長」に戻った。その後、1960年代には行政との窓口としての役割が強まったため、「駐在員」と称するようになった。「世話人」の時代に戸長役場からの任命から、集落民による選挙での選任へと変わった。長の補佐役や、集会に関しては記述がない。（天城町誌編纂委員会1978『天城町誌』天城町，pp.678-679）

【事例㉑ 沖永良部島 集落不明】

区長を1名置くが、もともとは1名で2～3集落を管轄する仕組みで、人口に比例して置いていた。区長の呼称は、慶長年間から明治初年まで「掟^{うっち}」、明治11年に「総代」、その後（時期不明）「案内^{あんね}」と変更される。明治22年の町村制実施から「世話人」に変更され、明治41年の島嶼町村制より「区長」となって現代にいたっている。区長の下に「使丁」が、少なくとも明治41年（1908年）ごろには補佐役として置かれていたことが史料から確認されている。この使丁は、「サトゥヌシ」→「クブリ」と呼称が変更されたと伝えられている。集落の集会を「ユレー」「ユエー」と称し、明治41年前後に「集会」に改称し、太平洋戦争中に「常会」となった。集会所にはユレーの頃は「村宿」と称される建物で、「集会」となった頃から「部落集会所」に集まっている。集会の参加条件や内容については記述がない。（永吉毅1980『えらぶの古習俗』道の島社，pp.253-259）

【事例⑳ 沖永良部島 知名町瀬利覚】

区長を1名置く。その職名はアンネ(明治初頭～23年頃)、世話人(明治23～41年)、区長(明治41年～)と変遷した。(宗岡里吉1983『知名町瀬利覚に伝わる昔ばなし』私家版, pp.202-204)

【事例㉑ 与論島・集落不詳】

集落内に12～13戸を単位として組を作る。組名は地名からとられ、近隣に居住するもの同士が地縁的に結びついている。組の集会をユエーと称し、これには各戸の戸長が一名ずつ出席する。またクミの中から組長を一名選任する。組長は、「組内の知識人」があたっていたが、後に輪番制となった。ユエーは明治以前は「揃い(スルイ)」とも称され、「十五日揃い」「三十日揃い」として集まっていた。集会の場所は組の中心付近の広場や路上であった。(栄喜久元編著1971『奄美大島 与論島の民俗語彙と昔話』奄美社, pp.21-22)

(補足) この事例は特殊で、いわゆる「字」に相当する自治の単位がない。すなわち与論町という行政単位の下に、自治単位としての集落(ムラ・シマに相当するもの)が存在せず、「組」と称する地縁集団が実質的な自治の場となっている。このため他の地域の事例と比べてもこれのみ大きく異なっているが、その経緯の解明は別稿を期すものとし、ここでは与論の事例を紹介するに留めておきたい。

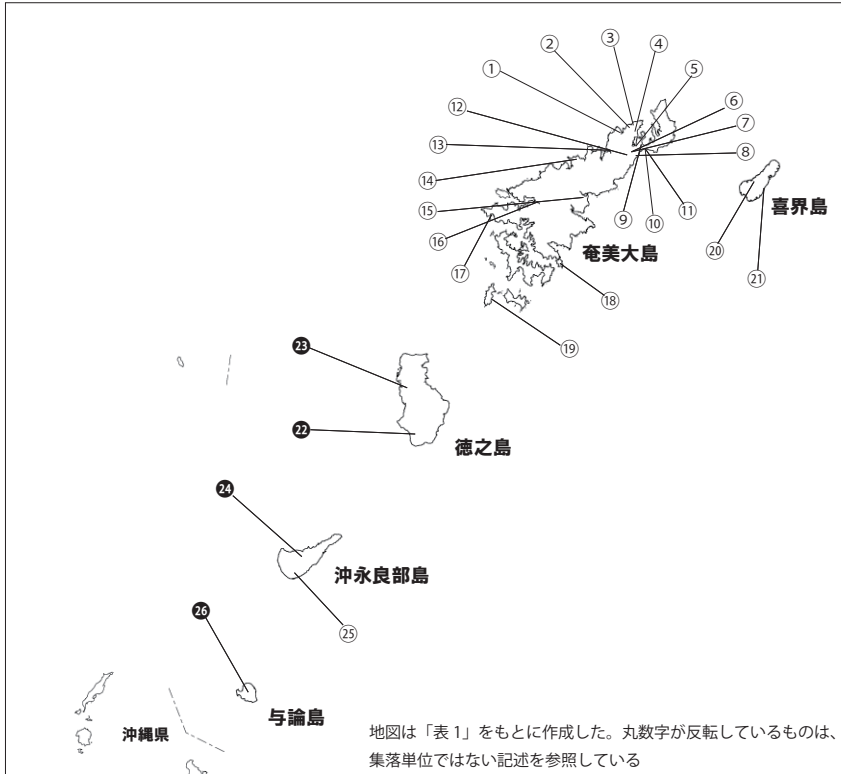
以上、26の事例に関して記述をまとめた。既に明らかであるようにこれらのほとんどは時系列、特に「いつ変化したか」という点に関して曖昧な点が見られる。記憶や伝聞に基づいて作成された郷土誌である以上、この点はやむを得ないものとして、それでもある程度の共通性やパターンの存在は認められよう。これをまとめたのが表1であり、地域の分布をまとめた地図1とともに参照されたい。節を改め、資料から読み取れるものを整理していこう。

【表1】奄美群島における村落自治組織の概要

| | 島 | 集落名 | 長の呼称 | 長の旧称 | 長の選任方法 | 補佐役 | 補佐役の旧称 | 諮問機関 | 諮問機関の旧称 | 集会の呼称 | 集会の旧称 | 集会場 | 過去の集会場 |
|---|------|-------|------|-------------|--------------|----------------------|-------------|-------|------------------------|---------------|------------|------------|------------------|
| ① | 奄美大島 | 秋名・幾里 | 区長 | セワニン | 選挙 1970頃～ | 現在はなし | ユバン イバン | 運営委員会 | | 常会 太平洋戦争以降 | ヨレ | 青年舎 | 高倉のあった場所 |
| ② | 奄美大島 | 嘉渡 | 区長 | | - | | ヨバン | | | | ヨレ | 集会所 | ガジュマルの木の下→道端や区長宅 |
| ③ | 奄美大島 | 円 | 区長 | イバン | - | | | 運営委員 | ユウシ | | ヨレ | 公民館 | イバンの自宅→青年舎 |
| ④ | 奄美大島 | 瀬留 | 区長 | 世話人 | 希望者 | | イバン 当番 | | | | ヨレ 村中ヨレ | 集会場 青年舎 | 世話人の自宅 |
| ⑤ | 奄美大島 | 浦 | 区長 | | - | | シテイ ユバン | | 有志 3班より班長 ほか2名 | | ヨレ | ヨレヤ 集会所 | 区長の自宅 |
| ⑥ | 奄美大島 | 大勝 | 区長 | シワニン →戸長 | - | スピーカー を設置 1960 | イバン →シテイ | | ユウシ 2班より各班 の班長 | | ヨレ | 公民館 | |
| ⑦ | 奄美大島 | 川内 | 区長 | | - | | シテイ | | 有志 元役人・教員 の長老を任命 | 部落総会 | ヨレ | - | |

及川 高：近代における奄美村落の自治組織およびその連続性

| | 島 | 集落名 | 長の呼称 | 長の旧称 | 長の選任方法 | 補佐役 | 補佐役の旧称 | 諮問機関 | 諮問機関の旧称 | 集会の呼称 | 集会の旧称 | 集会場 | 過去の集会場 |
|---|------|-----------------|--------------|------------------------------------|------------------------|----------------------|------------------------------|--------------|-----------------------|----------------|---------------------------|--------------------|---------------------|
| ⑧ | 奄美大島 | 戸口 | | 集落が3つにわかれそれぞれにセワニン | - | スピーカーを設置 1959-60 | イバン | | 有志会 | | ヨレ | - | |
| ⑨ | 奄美大島 | 屋入 | 区長 | イバン | - | | | | 会計・班長 ・食糧委員 ・有志 | | | 公民館 | ヨレヤ |
| ⑩ | 奄美大島 | 手広 加世間 根原 | 区長 | | 話し合い | シテイ 使丁 | イバン | それぞれの地区につき班長 | | 総会 | ユライ ユラワシ | 公民館 | セイネンヤ |
| ⑪ | 奄美大島 | 赤尾木 | 区長 | | 話し合い | 使丁 | ユバン | 運営委員 | | 総会 | | - | |
| ⑫ | 奄美大島 | 中勝 | 区長 | | 話し合い | 使丁 調査時点の 少し前まで | | | | 部落会 | | - | |
| ⑬ | 奄美大島 | 大熊 | 駐在員 1956- | 世話人→ 区長 1908- | 区長以前は名譽職。区長から選挙 | | ユイバン キバン→ 戸触れ | 有志 | 十人組 | | | - | |
| ⑭ | 奄美大島 | 根瀬部 | 区長 | | - | | コボレ 戸触れ | 有志会 | | | ヨレ | 集会場 | チヨジョバ 倉庫 |
| ⑮ | 奄美大島 | 見里 | 区長 | | 対立候補が出た場合に限り選挙 | | | | | ヨリアイ | | - | |
| ⑯ | 奄美大島 | 田検 | 区長 | 世話人 -1908 | 部落常会で適任者を選任 | | 居番 | | | 部落集會 | ユレー | - | |
| ⑰ | 奄美大島 | 西古見 | 区長 | 掟役→ 世話人→ 区長→ 部落会長 | 有識者の信任→選挙 | | | 委員会 | 有志 | 部落常会 | 字ユレ | 会館 | アシャゲ 大きな家 |
| ⑱ | 奄美大島 | 蘇刈 | 区長 | | 選挙 | | ユバン | | (委員) | | ジョウクワイ ユレ | - | |
| ⑲ | 与路島 | 与路 | 区長 1920- | 掟→ 世話人 | 有力者→ 常会の選挙 | | 居番 | 有志会 青年会 | 有志会 二十人組 | | ムラヨリエ | - | アシャグエ |
| ⑳ | 喜界島 | 池治 | 区長 | | 部落民の推薦 | 書記・会計 | | 世話役 委員 | | | | 公民館 1960- | 村宿 |
| ㉑ | 喜界島 | 阿伝 | 区長 | 世話人 | 話し合い | | 小使 村小使 | | 長老(有志) | | ユレ アツマイ | 集会所 1930- | 世話人の自宅 |
| ㉒ | 徳之島 | (伊仙町) | 駐在員 | 掟→ 世話人→ 部落区長 | 掟は代官の任命 | | 功才 居番 | | | 総会 常会 | | - | 掟役場 (掟自宅) トコロ |
| ㉓ | 徳之島 | (天城町) | 駐在員 1960- | 掟名代→ 用掛→ 世話人→ 部落会長→ 区長 | 役場の選任→選挙 1883-1908頃 | | | | | | | - | |
| ㉔ | 沖永良部 | | 区長 1920- | 総代→ 案内→ 世話人 | - | | サトウヌシ →クブリ 使丁 1908頃 | | | 常会 太平洋戦争中から | ユレー ユエー→ 集會 1908 | 部落 集会所 1908- | 村宿 |
| ㉕ | 沖永良部 | 瀬利覚 | 区長 1920- | アンネ→ 世話人 | - | | | | | | | | |
| ㉖ | 与論島 | (与論町) | | (字・集落を単位とした自治組織が存在しない) | | | | | | | | | |



【地図1】各事例の集落の所在

3. 小括及び分析

資料の記述内容からは様々なことが確認できる。ここでは（1）近世・近代の職位の連続性、（2）集会の特質、（3）諮問機関の位置づけ、という3点から、情報を整理してみたい。その上で、そこから近世から近代における奄美民俗社会の自治の構造を考えてゆきたい。

（1）近世・近代の職位の連続性

現在、少なくともこれらの資料が書かれた戦後の奄美において、区長（一部の集落では別の呼称の場合がある）1名を立て、集落のとりまとめを行わせていたことはほぼ全ての事例に共通している。また近代に分村した一部集落を例外とすれば、集落の会合が、近世より近代初頭にまでさかのぼる「ユレ」「ヨレ」等にルーツを持つことも明らかであろう。

現在の区長に相当する職位は、5つの事例（⑰⑲⑳㉓㉔）に明確に記載されているように、基本的に近世の職制の「掟」から繋がったものとみてよい。この掟であるが、名越佐源太の著とされる『南島雑話』に、奄美の村役人の職制として「掟」68人、「功才」234人、特に功才については「壺筒村壺、兩人又三人、依村之大小」とする記述がある [名越2007：158-159]。これは近世の職制の概要で、特

に人数の記録がある点で貴重である。更にもその職務内容に関しては、久野謙次郎『南島誌』に詳しい。久野は明治初頭の役人で、明治6年（1873）に奄美を巡検し当時の状況を調べた人物である。彼の調査報告である『南島誌』によると、彼の調査時点で「掟」は108人おり、「各村に就きてその総括を為す者にして、内地の名主組頭に同じ」とし、同じく功才については「掟の指揮を得て用夫を使役し及び村中の庶務に関係し、又其他居番見回等あり。皆小使をいふ」と述べている〔久野1954：58-59〕。これらを見るに、近世から近代初頭の奄美の集落は、主に「掟」を中心に、その下に見回りなどを担う補佐役として「功才」を置く、という構造で役職者を配置していたと理解される。

次に注目してみたいのはこの「功才」と、現在の職制との繋がりである。本論が見てきた事例では、その大半において集落の長（区長）は補佐役を置いていた。その呼称は様々で、その中では「イバン」「コブレ」「シテイ」などが目立っている。これらと近世の「功才」がいかに関係するかであるが、これについては明治12年（1879）の資料「沖永良部島諸事改正令達摘要録」に、この当時加えられた人事制度の変更についての次の記述が注目される〔永吉毅編1968：pp.53-54〕。すなわち、この時期には正・副戸長の外に、各村で細事を行う「功才」と、小使い役の「里の子」を置いていた。これらは旧藩時代の制度であったが、業務に必要であったので維新以降もそのまま維持された。彼らには給金は出なかったが、その労働は賦役と見なされ、他の賦役負担をその分軽くしていた。小使い役である「里の子」は日常的に戸長事務所に詰めていたが、人数が過剰と見做されたため明治11年（1878）5月に3名のみを常勤にし、他は廃止した。また各村には「総代」と「取締」を置いたが、これらはいずれも集落による任命で無給の役職であった……と、要約すれば以上の内容が記載されている。

この記述の中で「総代」「取締」は、近代に「掟」から呼称が切り替えられた、いずれも現在の区長職に通じる職であると考えられる。それでは「功才」と「里の子」はどうであろうか。まず後者の「里の子」であるが、「沖永良部島諸事改正令達摘要録」に従えば、近代に戸長事務所に詰めていた役職で、各集落と事務所との連絡役を務めたものであったようである。しかし人数が過剰であったため、明治11年（1878）に大幅に整理されたことは前掲の通りである。このことを踏まえ、沖永良部の事例(24)を見ると、この「里の子」は「クブリ」「使丁」といった区長の補佐役へと繋がっていったらしいことが見て取れる。

他方で、「功才」に関しては一考の余地がある。それは特に、過去において「イバン」（および同義と推測される「ユバン」）と呼ばれていた役職との関わりにおいてである。過去の職名と対比した場合、イバン（ユバン）は多くの事例で、区長の補佐役に位置づけられている(1)(2)(4)(5)(6)(8)(10)(11)(13)(18)(22)。したがって「功才」は「里の子」と同様に「イバン」となり、その後「コブレ」「シテイ」など、長の補佐役に繋がっていったことがまずは推測される。ただし興味深いのは、一事例(22)のみであるが、功才が「居番（イバン）」の同一職位と見なされているケースがあることである。他方でまた、イバンは2つの事例(3)(9)で、区長の旧称と見なされている。この事例からは、「掟」ではなく「功才」からも集落の長となっていくケースがありえたことを推測させよう。

その理由について断言は出来ないが、さしあたり以下のような仮説を見通しとして述べておきたい。すなわち、功才は多くの集落において「イバン」「コブレ」「シテイ」となり、区長の補佐役の役目を負うものとなっていったと考えられる。ただその上で、一部の集落においては補佐役ではなく、現在の区長に繋がっていく事例があった。それは恐らく、近世における「掟」の配置と関わっていると考えるのが妥当であろう。すなわち集落の規模や、当地の地理的範疇などの理由によって、「掟」が置かれなかった集落に関しては「功才」の役職が区長職に転じていかざるを得なかったのではないかと、ということである。これは前述の『南島雑話』に見られる、「掟68人、功才234人」という人員配置と照らしても整合的な仮説であろう。

(2) 集会の特質

視点を換え、奄美の集落で実施されていた集会、すなわち「ユレ」「ヨレ」と称されていたものを見てゆこう。郷土誌の当該テーマに関する記述を抽出しているため、ここに挙げた事例の全てで「ユレ」「ヨレ」に相当するものがあることは当然である。また郷土誌として明示的な記述が見当たらない地域においても、自治のための類似の集会が行われていたことは、蓋然的に推測してよいだろう。その上でここではこの集会がどのようなものであったか、ということを整理してみたい。

その際に注目されるのは、しばしばユレへの出席が強制性を持っている点である。たとえば事例⑭(奄美大島 名瀬市根瀬部)では、ユレを4種類に分類し、かつその3種類が出席に関する規定(絶対に戸長か、最低誰か一人か、など)によって区別されている。また事例⑱の『喜界島阿伝村立帳』も、その記録の中で出席の厳格化や、欠席者へのペナルティを再三議題にしている[アチックミュージアム1940]。極端な言い方かもしれないが、これらの事例を見るに「ユレ」「ヨレ」へ参加することは、集落民にとって権利であるというより、むしろ義務として捉えられていたように思われる。

こうした集会の特徴を踏まえて資料を見ていくと、断片的ながら、特に出席への強制性が高く設定されている「ユレ」は、税の負担の配分に関するものであったことが分かる。すなわち集落に対して課せられる税負担が、ユレの場で、各世帯の経済状況に合わせて配分されるのであるが、この集会はコシュヨレ(⑭)、コシュヨリエ(⑱)などと称され、戸主の出席が厳命されているのである。奄美の集落において、集会の最も重要な自治機能は、いわばこうした「上から」指示された負担を、集落の裁量においてフェアに配分することにあつたものと考えられる。権利ではなく義務としての集会という上述のあり方も、こうした体制の影響によるものであろう。この点に関して、喜界島出身の郷土史家である三井喜禎は、地元で行われている集会につき「月一回の常会と臨時会とがあつて、上司の達示事項は、すべて、ここで用をはたせたが、民間の意向は、ほとんど取りつぐ機会を与えられなかった」と述べている[三井1965:70]。すなわち奄美の集落の集会は、住民同士の合議の場であるにもまして、一義的には「上から」の伝達の場として機能し続けたのであろう。こうした意識は、徳之島(⑳)で集会がユレウガミと称されていた、ということとも関わっている。

このような構造は、役人・役場との取り次ぎ役であった「功才」が区長になっていくことや、また自治組織の中で「コブレ」「ヨバン」「シテイ」など連絡役に位置づけられる職位が後々まで残されていくことと対応関係にあるものであろう。それというのも、これらの補佐の役割は集会を呼びかける等、純粹に自治機構として見た場合、重要度が低いものであるように見える。それにも関わらず、近代以降にも奄美の集落がこれらの職位を存続させてきたのは、この役割が彼ら自身にとって重要であったためであろう。それはこうした連絡、すなわち役場から集落へ、そして集落から個々の世帯へと指示を伝えることが、彼らにとって自治の重要な機能と考えられていたからに違いない^{vi}。なおこのことを反映してか、近代以降も残り続けた「シテイ」「コブレ」は1960年頃にスピーカーが設置されたのを契機に消えていくのである（事例⑥⑧）。

（3）諮問機関の位置づけ

最後に注目しておきたいのは、区長の相談役の問題である。ここに見た多くの郷土資料では主に「有志」という呼称でもって、区長に対し諮問機関としての役割を果たす人々があったことが挙げられている。この有志は、高齢者（②）や知識人（⑦）などによって構成されていたようで、有志による起案と集会による承認という手続きが、自治の過程の構造として見出される。この有志については近世段階の職制に該当がなく、したがってそれらが公的役職ではなく、奄美のムラが自発的に育ててきた自治の仕組みであることが推測される。

彼ら有志が高齢者や知識人の中から、主に名誉によって選任されてきたことは、奄美の集落の自治が、さしあたり「家格」とは異なる権威のシステムを具えていたことを示している。もちろん有志には集落のなかの富裕層や有力者も含まれてはいるが、特定のイエが寡占的に有志の役職を占めるべきとはされておらず、それらとは別に「年長の者」「知恵のある者」の見解を集落の自治に反映させようとしてきたのであろう。既に述べたように区長とその補佐という構造が、近世の掟・功才を前身とし、かつその一義的な機能が役人の指示を媒介することにあっただとすれば、こうした「有志」による諮問機関とはそうした上意下達とは異なる、むしろ奄美集落の自治の実質をなすものであったと位置づけられる。

これらの自治は、近代を通じて徐々に拡大していったものと考えられる。それは集会場が徐々に整備されてくるという全体的傾向の中に見出すことが出来る。基本的に近世の段階では、奄美の集落には集会を行うための専門の家屋ではなく、長の自宅や道端、倉庫、木の下などを使って集会を持っていた様子が認められる。しかしながら近代以降、いずこにおいても専用の施設を建てて利用する動きが進み、自治の物質的な裏づけが整えられていくのである。こうした流れは奄美の集落が近世から

vi 更に言えば、こうした「大声を上げる」という情報共有の手段は、識字能力の普及との関係も考える必要がある。奄美地域は日本本土と比べて識字能力が高かったとは言えず、僻地のため、学校教育によってその状況が改善されるのも比較的遅い時期のこととなる。地域社会における情報共有の手段として「掲示板」「回覧板」などが活用できない社会では、大声で情報を伝達することが最も有効であったはずである。

近代に移行する中で、徐々に住民による合議にもとづく自治を実現させてきた過程を反映したものと
 言えよう。

(4) 小括

以上をまとめると、奄美の集落の自治の仕組みは、以下のように整理できる。

近世から近代にかけて奄美の集落の自治は、一義的には上から下へと情報を取り次いでいくことを
 基調としていた。その取り次ぎ役として近世には「掟」や「功才」といった役職が置かれていたが、
 近代以降もこれらに相当する役職が維持され、それが「区長」になっていく。同時にこの「取り次
 ぎ」の重要性のため、区長は近代以降もその補佐役に「イバン」「コブレ」等と称される連絡役を置
 き、かつその役職は地域によっては集落にスピーカーが設置されるまで維持されてきた。こうした情
 報の「取り次ぎ」からなる自治の構造は、改めて薩摩藩による奄美統治の苛烈さということを想起さ
 せる。ユレ、ヨレと称された集会の場は、少なくとも近代初頭までは彼らが合議によって自治を行う
 場ではなく、あくまで上からの指示を受動的に受ける場でしかなかったであろう。

しかしながらその一方で集落は、それとは別に諮問機関としての「有志」を育てていた。これが果
 たして近世に遡る制度であるのかは現時点では判断しがたいが、こうした有志は集落の自治に対して
 見識を示す立場にあった。こうした自治の仕組みは近代を通じて拡大し、かつ整備され、そのことは
 専用の集会所の設置ということから見て取れる。そしてその有志は、高齢者や知識人などから選任さ
 れるなど、家格に基づく権威によって代表を選任する日本本土のムラとは異なる論理に立脚していた。

4. 展望

ここに見てきた奄美集落の自治の概要は、あくまでも形式的な整理に留まる。特に今回の整理では
 集落ごとの規模や歴史的背景、環境、地理などは捨象されているため、今後自治の内実を問うていく
 にあたっては、それらの集落ごとの文脈をおさえていく必要があるだろう。

そのうえでここでは2点ほど、本論を踏まえた展望を述べておきたい。1つには奄美民俗社会のダ
 イナミズムに、こうした集落自治の仕組みを考え併せていく可能性である。冒頭にも述べたように奄
 美社会は戦後、米軍の統治を受ける中で全域的な復帰運動を行っている。これは大きくは物資不足と
 いう経済的条件に動機づけられた運動ではあったが、それらの動機が政治活動として結集していく過
 程において、本論が見てきた民俗社会の構造はどのように関わってくるであろうか。この問題はあく
 までも展望に留まるが、奄美の復帰運動には20代から30代の青年層が深く関わっていたという実態が
 あり、そうした層が結集することで運動を組織していったことは既に指摘がある [永田2015]。こ
 うした青年層の活動に対して、本論の見た自治組織の構造がどのように関係してくるのか、は今後の重
 要な課題となろう。

もう1点はノロの祭祀との関わりである。福田の批判したように、沖縄の「シマ」研究は信仰・宗

教を重視し、神女ノロの祭祀の母体としての面に光を当ててきた。一方、本論はそうした研究史とは別に、ここではノロの問題を捨象し、自治の仕組みに焦点を合わせて整理してきた。ただ今後の展望としては、これらの視点はいずれ再び統合していかなければ、奄美の民俗社会を理解したことにはならないのは自明であろう。

以上、本論の論じえたことはごく限られているが、冒頭に述べたように南西諸島の村落の、民俗レベルにおける自治の実態は今なお持ち越された問題である。本論をその解明に向けたささやかな礎石の一つとして、ひとまずは筆を措くこととする。

本研究は日本学術振興会科学研究費助成事業採択課題「奄美群島における村落自治文書の基礎的研究」（若手研究 研究課題番号18K12610 研究代表者：及川高）による成果の一部である。

（参考文献）

- 安良城盛昭 1980 『新・沖縄史論』 沖縄タイムス社
- アチックミュージアム 1940 『喜界島阿伝村立帳』 アチックミュージアム
- 石母田正 1985 (1950) 『中世的世界の形成』 岩波文庫
- 江守五夫 1987 『日本村落社会の構造 日本基層文化の民族学的研究』 弘文堂
- 蒲生正男 1978 『増訂・日本人の生活構造序説』 ペリかん社
- 久野謙次郎 1954 『南島誌・各島村法』 奄美社
- 高桑守史 1994 『日本漁民社会論考 民俗学的研究』 未来社
- 高橋孝代 2006 『境界性的人类学 重層する沖永良部島民のアイデンティティ』 弘文堂
- 高良倉吉 1993 『琉球王国』 岩波新書
- 永田浩三 2015 『奄美の奇跡 「祖国復帰」 若者たちの無血革命』 WAVE 出版
- 仲松弥秀 1968 『神と村』 琉球大学沖縄文化研究所
- 永吉毅（編）1968 『沖永良部島郷土史資料』 和泊町
- 名越佐源太 2007 『南島雑話2 幕末奄美民俗誌』（國分直一・恵良宏校註）平凡社
- 間弘志 2003 『全記録 分離期・軍政下時代の奄美復帰運動、文化運動』 南方新社
- 福田アジオ 1982 『日本村落の民俗的構造』 弘文堂
- 福田アジオ 1997 『番と衆 日本社会の東と西』 吉川弘文館
- 三井喜禎 1965 『喜界島古今物語』 私家版
- 村武精一 1984 『祭祀空間の構造 社会人類学ノート』 東京大学出版会
- 大和村誌編纂委員会 2009 『大和村誌 民俗編』 大和村

